

呉市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の制定について

呉市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例を次のように定める。

呉市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年6月から令和3年3月までの間における、呉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年呉市条例第2号）の規定に基づいて交付する政務活動費の額の特例を定めるものとする。

(政務活動費の額の特例)

第2条 呉市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第1項に規定する政務活動費の月額、同項の規定にかかわらず、令和2年6月から令和3年3月までの間、同項に定める月額から30,000円を減じた額とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和2年4月に呉市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第2項の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、同年6月30日までに、その交付を受けた額と第2条の規定に基づいて算定した額との差額を返還するものとする。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、呉市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて交付する政務活動費の額を減額するため、この条例案を提出する。